

熊本県公報

号外 第 30 号
平成 14 年 5 月 24 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則
熊本県景観条例第 33 条に規定する市町村の区域を定める規則の一部を
改正する規則……………(都市計画課) 1

本号で公布された規則のあらまし

熊本県景観条例第 33 条に規定する市町村の区域を定める規則の一部を改正する規則
(1) 熊本県景観条例に基づく届出義務について、苓北町区域を適用除外にすることとした。
(2) この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県景観条例第 33 条に規定する市町村の区域を定める規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。
平成 14 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 65 号
熊本県景観条例第 33 条に規定する市町村の区域を定める規則の一部を改正する規則
熊本県景観条例第 33 条に規定する市町村の区域を定める規則(平成 3 年熊本県規則第 1
号)の一部を次のように改正する。
本則の表五木村の項の次に次のように加える。

苓 北 町	全 域
-------	-----

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

